

上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 交流採用（官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下同じ。）をされ、特地位官署又は準特地位官署に在勤することとなった職員で、当該官署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものの

二 新たに特地位官署又は準特地位官署に該当することとなった官署に在勤する職員でその特地位官署又は準特地位官署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前三年以内に、検察官であつた者若しくは給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等（以下「行政執行法人職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、又は交流採用をされ、当該官署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものの

三 給与法第十四条第二項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地位官署又は準特地位官署に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が俸給表の適用を受けることとなつた日又は交流採用をされた日に特地位官署又は準特地位官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（同条第三項及び第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）並びに第十一条第二項の規定により支給されることとなる期間及び額

二 新たに特地位官署又は準特地位官署に該当することとなつた官署に在勤する職員で指定日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものの 当該職員の指定日に在勤する官署が当該異動の前日に特地位官署又は準特地位官署に該当していたものとした場合に前条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する官署が当該職員の俸給表の適用を受けることとなつた日又は交流採用をさ

れた日前に特地位官署又は準特地位官署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項の規定にかかわらず、前条第四項各号に掲げる官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第二項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当を支給しない。（特地位勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整）

第六条 給与法第十四条の規定により特地位勤務手当に準ずる手当を支給される職員のうち給与法第十一条の八の規定により広域異動手当（その支給割合が百分の一を超えるものに限る。）を支給される職員は、異動等の日の俸給等の合計額に、次の各号に掲げる当該広域異動手当の支給割合の区分に応じ、第四条第二項の規定による支給割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額（その額が上限額を超えるときは、当該上限額）とする。

一 百分の一を超える支給割合 百分の一
二 百分の一を超え百分の二以下の支給割合 百分の一（端数計算）

第七条 第二条の規定による特地位勤務手当の月額又は第四条第二項若しくは前条の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの給与の月額とする。（報告）

第八条 各庁の長は、特地位官署又は準特地位官署（以下この条において「特地位官署等」という。）が移転する場合、特地位官署等の名称が変更される場合その他人事院の定める場合には、速やかに、その旨及びその内容を人事院に報告するものとする。

九 前項に定める場合のほか、各庁の長は、人事院の定めるところにより、特地位官署等の所在地における生活環境等の実情について人事院に報告するものとする。

（特地位官署等の見直し）
第十条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、第二条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに對する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（施行期日）
附則（昭和六〇年四月一日人事院規則九一五五一一）
この規則は、公布の日から施行する。

（雑則）
第九条 この規則に定めるもののほか、特地位勤務手当及び特地位勤務手当に準ずる手当に關し必要な事項は、人事院が定める。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地位勤務手当基礎額）
第十条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、第二条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに對する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員のうち、第二条第三項各号又は第四項各号に掲げる職員であるものの特地位勤務手当基礎額）
第十一条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに對する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地位勤務手当に準ずる手当の月額）
第十二条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに對する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地位勤務手当に準ずる手当の月額）
第十三条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに對する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地位勤務手当に準ずる手当の月額）
第十四条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに對する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地位勤務手当に準ずる手当の月額）
第十五条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに對する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地位勤務手当に準ずる手当の月額）
第十六条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに對する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地位勤務手当に準ずる手当の月額）
第十七条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに對する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地位勤務手当に準ずる手当の月額）
第十八条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに對する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（経過措置）
1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の人事院規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）による級別区分が改正前の人事院規則九一五五による級別区分より下位である官署にこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在勤している職員の特地位勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、同条の規定による特地位勤務手当の月額が同日において受けていた特地位勤務手当の月額（以下「六十年特地位勤務手当の月額」という。）に達するまでの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地位官署（給与法第十三条の二第一項に規定する官署をいう。以下同じ。）に該当することとなつた場合又は特地位官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなつた日の前日までの間）、当該六十年特地位勤務手当の月額に相当する額（六十年特地位勤務手当の月額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額の合計額に当該職員が在勤する特地位官署の施行日の前日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額を超えることとなる期間については、当該合計額に当該支給割合を乗じて得た額）とする。

附則（昭和六一年四月一日人事院規則九一五五一一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年二月一日人事院規則九一五五一一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年五月二一日人事院規則九一五五一一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年一〇月一日人事院規則九一五五一一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年一〇月二五日人事院規則九一五五一一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年一〇月二五日人事院規則九一五五一一）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）別表大島税務署に係る部分は昭和六十二年十月二日から、改正後の規則別表名瀬労働基準監督署及び名瀬公共職業安定所に係る部分は同月五日から適用する。

附則（昭和六三年四月三〇日人事院規則九一五五一一）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）別表大島税務署に係る部分は昭和六十二年十月二日から、改正後の規則別表名瀬労働基準監督署及び名瀬公共職業安定所に係る部分は同月五日から適用する。

附則（昭和六三年四月三〇日人事院規則九一五五一一）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）別表大島税務署に係る部分は昭和六十二年十月二日から、改正後の規則別表名瀬労働基準監督署及び名瀬公共職業安定所に係る部分は同月五日から適用する。

- 1 この規則は、昭和六十三年五月一日から施行する。
- 2 改正前の人事院規則九五五（以下「改正前の規則」という。）による級別区分が一級地とされていた官署のうち、改正後の人事院規則九五五（以下「改正後の規則」という。）別表に掲げられないこととなった官署で別に人事院が定めるものは、改正後の規則第一条の規定にかかわらず、昭和六十六年四月三十日までの間、同条の特地位官署とする。
- 3 前項の規定に基づき特地位官署とされた官署に在勤する職員の特地位官署の月額は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き当該官署に在勤している者にあつては同日に受けていた特地位官署の月額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額の合計額に百分の四を乗じて得た額を超えることとなる期間については、当該合計額に百分の四を乗じて得た額）に百分の百を超えない範囲内で人事院が定める期間ごとにより人事院が定める割合を乗じて得た額、これらの者以外の者にあつてはこれらの者ととの権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。
- 4 改正後の規則による級別区分が改正前の規則による級別区分より下位である官署に在勤している職員の特地位官署の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、人事院が定める日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地位官署に該当することとなつた場合又は特地位官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなつた日の前日までの間）、同条の規定による特地位官署の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤する者にあつては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額に百分の百を超えない範囲内で人事院が定める期間ごとにより人事院が定める割合を乗じて得た額、これらの者以外の者にあつてはこれらの者ととの権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。
- 5 第二項の規定に基づき特地位官署とされた官署のうち別に人事院が定める官署に在勤する職員及び施行日の前日において給与法第十三条の三第一項に基づき準特地位官署とされていた官署の

- うち別に人事院が指定する官署に在勤する職員の特地位官署に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している者にあつては同日に受けていた当該職員の俸給及び扶養手当の月額の合計額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額に百分の百を超えない範囲内で人事院が定める期間ごとにより人事院が定める割合を乗じて得た額、これらの者以外の者にあつてはこれらの者ととの権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。
- 附則（昭和六十三年七月一日人事院規則九五五―一）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和六十三年一月一日人事院規則九五五―二）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九五五別表奄美空港出張所及び名瀬測候所奄美空港出張所に係る部分は、昭和六十三年七月十日から適用する。
- 附則（平成元年五月二十九日人事院規則九五五―一三）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二年三月二十六日人事院規則九五五―一四）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二年六月八日人事院規則九五五―一五）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九五五別表官古農業水利事業所に係る部分は、平成二年四月一日から適用する。
- 附則（平成二年一月一日人事院規則九五五―一六）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二年一月二日人事院規則九五五―一七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九五五の規定は、平成二年十月二十五日から適用する。
- 附則（平成三年六月一九日人事院規則九五五―一八）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九五五（以下「改正後の規則」という。）別表東北地方建設局玉川ダム管理所に係る部分は平成三年四月一日から、改正後の規

- 則別表南大東島地方気象台南大東空港分室及び与那国島測候所与那国空港分室に係る部分は同月十二日から適用する。
- 2 平成三年四月一日から同月十一日までの間の改正後の規則別表秋田県等の項の適用については、同項中「東北地方建設局玉川ダム管理所」とあるのは「東北地方建設局玉川ダム工事事務所」とする。
- 附則（平成三年一月二日人事院規則九五五―一九）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九五五別表の規定中福岡入国管理局厳原港出張所に係る部分は平成三年八月二十日から、門司税関厳原税関支署に係る部分は同月二十一日から、厳原海上保安部に係る部分は同月二十七日から、長崎地方方法務局厳原支局に係る部分は同月三十一日から、厳原測候所に係る部分は同月九日から、博多検疫所厳原・比田勝出張所に係る部分は同月五日から、厳原労働基準監督署に係る部分は同月九日から適用する。
- 附則（平成三年一月三日人事院規則九五五―二〇）
この規則は、平成三年十二月一日から施行する。
- 附則（平成三年二月二十八日人事院規則九五五―二一）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表長崎県の項の改正規定中長崎地方検察庁福江支隊及び福江検察庁に係る部分は平成三年十二月二十日から、長崎地方方法務局福江支局及び長崎地方方法務局老岐支局に係る部分は同月二十一日から施行する。
- 附則（平成四年四月一〇日人事院規則九五五―二二）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成四年六月一日人事院規則九五五―二三）
（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。
- 1 （経過措置）
この規則による改正後の人事院規則九五五（以下「改正後の規則」という。）第一条に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与法第十三条の二第一項の特地位官署とされていた官署のうち人事院の定める官署は、平成七年五月三十一日までの間、同項の特地位官署とする。

- 3 前項の規定に基づき特地位官署とされた官署に在勤する職員の特地位官署の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあつては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額に百分の百を超えない範囲内で、同年六月一日から平成七年五月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額、これらの職員以外の職員にあつてはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。
- 4 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である官署に在勤する職員の特地位官署の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成七年五月三十一日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地位官署に該当することとなつた場合又は特地位官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなつた日の前日までの間）、同条の規定による特地位官署の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤する職員にあつては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額、同年六月一日から平成七年五月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額、これらの職員以外の職員にあつてはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。
- 附則（平成四年二月一日人事院規則九五五―二四）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九五五別表の規定中宮古海運事務所及び福岡入国管理局那覇支局平良港出張所に係る部分は平成四年十一月五日から、那覇植物防疫事務所平良出張所及び石垣海上保安部平良海上保安署に係る部分は同月六日から、沖縄地区税関平良出張所に係る部分は同月九日から適用する。
- 附則（平成五年四月一日人事院規則九五五―二五）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）別表鹿児島県の項は平成五年三月二十九日から、改正後の規則別表北海道の項は同月三十一日から適用する。

附則（平成五年四月一日人事院規則九一五五―二六）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成五年四月三〇日人事院規則九一五五―二七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附則（平成五年七月一日人事院規則九一五五―二八）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成五年一〇月一日人事院規則九一五五―二九）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年二月二八日人事院規則九一五五―三〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年四月一日人事院規則九一五五―三一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年六月二四日人事院規則九一五五―三二）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年七月一日人事院規則九一五五―三三）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成七年三月三十一日人事院規則九一五五―三四）
この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月三十一日人事院規則九一五五―三五）
この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月三十一日人事院規則九一五五―三六）
この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月三十一日人事院規則九一五五―三七）
この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月三十一日人事院規則九一五五―三八）
この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月三十一日人事院規則九一五五―三九）
この規則は、平成七年四月一日から施行する。

3 前項の規定に基づき特地位官署とされた官署に在勤する職員の特地位勤務手当の月額を、改正後の

の規則第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額を、この規則が当該職員の俸給及び扶養手当の月額を超過することとなる期間については、当該合計額に百分の四を乗じて得た額に、平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

4 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である官署に在勤する職員の特地位勤務手当の月額を、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成十年三月三十一日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地位官署に該当することとなった場合又は特地位官署に該当しないこととなった場合）にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間、同条の規定による特地位勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤する職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額を、この規則が当該職員の俸給及び扶養手当の月額を超過することとなる期間については、当該合計額に百分の四を乗じて得た額に平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

5 施行日の前日において給与法第十三条の第三項の規定に基づき準特地位官署とされていた官署のうち、平成十年三月三十一日までの間同項の規定に基づく準特地位官署として人事院が指定する官署に在勤する職員の特地位勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤し及び扶養手当の月額を、同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額を、この規則が当該職員の俸給及び扶養手当の月額

の合計額を超過することとなる期間については、当該合計額に百分の四（同日において官署を異にする異動の日から起算して五年に達している場合は、百分の二）を乗じて得た額に、平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間にあっては百分の百（その期間内に官署を異にする異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の五十）を、同年四月一日から平成十年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

附則（平成七年六月一日人事院規則九一五五―三五）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成七年一二月二八日人事院規則九一五五―三六）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成七年八月一日から適用する。

附則（平成八年五月二一日人事院規則九一五五―三七）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成八年七月一日人事院規則九一五五―三八）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成八年一〇月一日人事院規則九一五五―三九）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成八年七月十五日から適用する。

附則（平成九年二月二八日人事院規則九一五五―四〇）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成九年二月一日から適用する。

附則（平成九年四月一日人事院規則九一五五―四一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成九年七月一日人事院規則九一五五―四二）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成九年七月二二日人事院規則九一五五―四三）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表の規定中長崎税関鹿児島税関

支署名瀬監視署に係る部分は、平成九年七月一日から適用する。

附則（平成九年一〇月一日人事院規則九一五五―四四）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年二月二四日人事院規則九一五五―四五）
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条第二項及び第五条の改正規定、別表の改正規定（名古屋大学太陽地球環境研究所附属母子里観測所、東北大学理学部附属八甲田山植物実験所、山形大学理学部附属演習林、国立山少年自然の家、名古屋大学農学部附属演習林及び種苗管理センター雲仙農場に係る部分並びに石狩川開発建設部漁川ダム管理所、琉球大学附属熱帯生物圏研究センター西表実験所及び西表島測候所に係る部分（級別区分に係る部分に限る。）に限る。）並びに附則第二項から第八項までの規定は、平成十年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定により職員に対する特地位勤務手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同条第二項各号に定める日が平成十年四月一日（以下「施行日」という。）前であるときは、当該職員に対する同項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「平成十年四月一日」とする。

3 改正後の規則第四条第二項の規定により職員に対する特地位勤務手当に準ずる手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同項に規定する日が施行日前であるときは、当該職員に対する同項の規定の適用については、同項中「同項に規定する異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に勤務することとなった場合（人事院が定める場合に限る。）には、その日前の人事院が定める日）」とあるのは、「平成十年四月一日」とする。

4 改正後の規則第五条第三項の規定により改正後の規則第四条第二項に規定する方法によって職員に対する特地位勤務手当に準ずる手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同項

に規定する日が施行日前であるときは、当該職員に対する改正後の規則第五条第三項の規定に基づく改正後の規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「同項に規定する異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に勤務することとなった場合（人事院が定める場合に限る。））」には、その日前の人事院が定める日」とあるのは、「平成十年四月一日」とする。

5 改正後の規則第一条に定めるもののほか、施行日の前日において給与法第十三条の二第一項の特地官署（以下「特地官署」という。）とされてきた官署のうち人事院の定める官署は、平成十三年三月三十一日までの間、特地官署とする。

6 前項の規定に基づき特地官署とされた官署に勤務する職員の特地勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額に、施行日から平成十二年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

7 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である官署に勤務する職員の特地勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地官署に該当することとなった場合又は特地官署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなつた日の前日までの間）、同条（附則第二項において読み替えられる場合を含む。）の規定による特地勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務する職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四（施行

日の前日における級別区分が六級地である場合は百分の五）を乗じて得た額に施行日から平成十二年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。

8 施行日の前日において給与法第十三条の三第一項の規定に基づき準特地官署とされていた官署のうち、平成十三年三月三十一日までの間同項の規定に基づく準特地官署として人事院が指定する官署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項又は第五条第三項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四（同日において給与法第十三条の三第一項に規定する官署を異にする異動の日から起算して五年に達している場合は、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成十二年三月三十一日までの間にあっては百分の百（その期間内に当該異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日以後については、百分の五十）を、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

附則（平成一〇年四月三〇日人事院規則九一五五―四六）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）別表北海道の項は平成十年四月一日から、改正後の規則別表長野県、岐阜県、京都府及び和歌山県の項は同月九日から適用する。

附則（平成一〇年七月一五日人事院規則九一五五―四七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十年七月一日から適用する。

附則（平成一一年二月八日人事院規則九一五五―四八）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一一年四月三〇日人事院規則九一五五―四九）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定（別表岐阜県の項及び宮崎県の項の規定を除く。）は、平成十一年四月一日から適用する。

附則（平成一二年二月一日人事院規則九一五五―五〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月二一日人事院規則九一五五―五一）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附則（平成一二年二月二八日人事院規則九一五五―五二）
この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年三月二六日人事院規則九一五五―五三）
（施行期日等）
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表北海道の項、別表青森県の項、別表宮城県の項、別表福島県の項、別表群馬県の項、別表福井県の項、別表長野県の項（種苗管理センター八岳農場及び国立信州高遠少年自然の家に係る部分に限る。）、別表岐阜県の項、別表三重県の項、別表奈良県の項、別表鳥取県の項、別表島根県の項（国立三瓶青年の家に係る部分に限る。）、別表長崎県の項（種苗管理センター雲仙農場に係る部分に限る。）、別表鹿児島県の項（種苗管理センター鹿兒島農場に係る部分に限る。）、及び別表沖縄県の項（国立沖縄管理センター海区水産研究所石垣支所及び種苗管理センター沖繩農場に係る部分に限る。）の改正規定並びに附則第三項から第七項までの規定は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十三年一月六日から適用する。

3 改正後の規則第一条に定めるもののほか、平成十三年四月一日（以下「施行日」という。）の前日において給与法第十三条の二第一項の特地官署（以下「特地官署」という。）とされていた官署のうち人事院の定める官署は、平成十六年三月三十一日までの間、特地官署とする。

4 前項の規定に基づき特地官署とされた官署に勤務する職員の特地勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては同条第二項各号に定める日（規則九一五五―四五（人事院規則九一五五）（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）附則第二項の規定により読み替えられる場合）にあっては、平成十年四月一日。以下この項及び附則第六項において同じ。）に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日を受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（その額が当該職員の同条第二項各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合算した額）に百分の四を乗じて得た額に、施行日から平成十五年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

5 附則第三項の規定に基づき平成十六年三月三十一日までの間特地官署とされた官署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては当該官署の級別区分を一級地とした場合に改正後の規則第四条第二項又は第五条第三項の規定を適用して得られる額、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

6 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である官署に勤務する職員の特地勤務手当の月額は、改正後の規則第二

条の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地位官署に該当することとなった場合又は特地位官署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、同条（規則九一五五―四五附則第二項において読み替えられる場合を含む。）の規定による特地位勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務する職員にあっては同条第二項各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（その額が当該職員と同条第二項各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）に百分の四を乗じて得た額に施行日から平成十五年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間にあっては百分の五十六を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。

7 施行日の前日において給与法第十三条の三第一項の規定に基づき準特地位官署とされていた官署のうち、平成十六年三月三十一日までの間、同項の規定に基づく準特地位官署として人事院が指定する官署に在勤する職員の特地位勤務手当に準ずる手当の月額を、改正後の規則第四条第二項又は第五項第三項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては改正後の規則第四条第二項又は第五項第三項に規定する日（規則九一五五―四五附則第三項又は第四項の規定により読み替えられる場合にあっては、平成十年四月一日）に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四（同日において給与法第十三条の三第一項に規定する官署を異にする異動の日（当該職員が改正後の規則第五条第三項第一号に規定する職員である場合に

にあっては、同号に規定する日。以下この項において同じ。）から起算して五年に達している場合は、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成十五年三月三十一日までの間にあっては百分の百（その期間内に当該異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の五十）を、同年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする）。

附則（平成一三年五月一日人事院規則九一五五―五四）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附則（平成一三年六月一日人事院規則九一五五―五五）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十三年四月二十八日から適用する。

附則（平成一三年七月二五日人事院規則九一五五―五六）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十三年七月一日から適用する。

附則（平成一三年十一月一日人事院規則九一五五―五七）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年十一月三日人事院規則九一五五―五八）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十三年十一月十五日から適用する。

附則（平成一四年五月一日人事院規則九一五五―六〇）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附則（平成一四年七月一日人事院規則九一五五―六一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年一〇月三十一日人事院規則九一五五―六二）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年一月二二日人事院規則九一五五―六三）
この規則は、平成十四年十二月一日から施行する。

附則（平成一五年二月二八日人事院規則九一五五―六四）
この規則は、平成十五年三月一日から施行し、改正後の規則九一五五別表の規定中大島自動車検査登録事務所に係る部分は平成十三年四月二十八日から、室蘭開発建設部日高道路総合事業所に係る部分は平成十四年九月十七日から適用する。

附則（平成一五年四月一日人事院規則九一五五―六五）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年七月一日人事院規則九一五五―六六）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年一〇月一日人事院規則九一五五―六七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表東京都の項の規定は、平成十五年八月二十八日から適用する。

附則（平成一五年一〇月一六日人事院規則九一五五―六八）
この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

附則（平成一六年三月一日人事院規則九一五五―六九）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月二四日人事院規則九一五五―七〇）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定（別表鹿児島県の項の規定を除く。）は、平成十六年三月一日から適用する。

附則（平成一六年四月一日人事院規則九一五五―七一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年四月二八日人事院規則九一五五―七二）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則（平成一六年一月二二日人事院規則九一五五―七四）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年一〇月二八日人事院規則九一五五―七五）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年一月二〇日人事院規則九一五五―七六）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表島根県の項の規定は平成十六年十月一日から、同規則別表鹿児島県の項の規定は同月十二日から適用する。

附則（平成一六年一月二五日人事院規則九一五五―七七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表長崎県の項の規定は、平成十六年十一月一日から適用する。

附則（平成一七年一月二六日人事院規則九一五五―七八）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表鹿児島県の項の規定中種子島税務署に係る部分は平成十六年十一月二十二日から、種子島区検察庁に係る部分は同月二十六日から、熊毛公共職業安定所に係る部分は同月二十九日から、種子島測候所に係る部分は同月十二月一日から、鹿児島地方務局種子島出張所に係る部分は同月六日から、同規則別表青森県の項の規定は平成十七年一月一日から適用する。

附則（平成一七年四月一日人事院規則九一五五―七九）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月三〇日人事院規則九一五五―八〇）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十七年九月一日から適用する。

附則（平成一七年一〇月一七日人事院規則九一五五―八一）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表鹿児島県の項の規定は平成十七年三月一日から、同表秋田県の項の規定は同年九月二十日から、同表沖縄県の項の規定は同年十月一日から適用する。

附則（平成一七年一月七日人事院規則九一五五―八二）

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

附則（平成一七年一月一六日人事院規則九一五五―八三）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十七年十一月七日から適用する。

附則（平成一八年一月一六日人事院規則九一五五―八四）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十八年一月十日から適用する。

附則（平成一八年二月一日人事院規則一―四三）抄

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月一日人事院規則九一五五―八五）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表の規定中奄美大島社会保険事務所及び平良社会保険事務所に係る部分は、平成十八年一月一日から適用する。

附則（平成一八年三月三十一日人事院規則九一五五―八六）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（適用日）

2 第一条の規定による改正後の規則九一五五別表鹿児島県の項（大阪航空局種子島空港出張所及び種子島測候所種子島空港出張所に係る部分に限る。）の規定は平成十八年三月十六日から、同表栃木県の項及び鹿児島県の項（名瀬公共職業安定所瀬戸内分室、熊毛公共職業安定所、大阪航空局種子島空港出張所及び種子島測候所種子島空港出張所に係る部分を除く。）の規定は同月二十日から適用する。

附則（平成一八年一月一六日人事院規則九一五五―八七）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十八年七月一日から適用する。

附則（平成一八年二月一五日人事院規則一―四六）

（施行期日）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（特勤勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関する経過措置）

2 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間においては、この規則第六条の規定による改正後の規則九一五五第六条第一号中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第二号中「百分の一を超え百分の二以下の支給割合、百分の一」とあるのは「削除」とする。

附則（平成一九年二月一六日人事院規則九一五五―八八）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十九年一月一日から適用する。

附則（平成一九年三月三〇日人事院規則九一五五―八九）抄

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」といふ。）における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である官署に勤務する職員の特勤勤務手当の月額、この規則による改正後の規則九一五五（以下「改正後の規則」といふ。）第二条の規定にかかわらず、平成二十二年三月三十一日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる給与法第十三条の二第一項の特勤官署（以下「特勤官署」といふ。）に該当することとなった場合又は特勤官署に該当しないこととなった場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、改正後の規則第二条（規則九一五五―四五（人事院規則九一五五（特勤勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）附則第二項において読み替えられる場合を含む。）の規定による特勤勤務手当の月額、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務する職員にあっては同条第二項各号に定める日（規則九一五五―四五附則第二項の規定により読み替えられる場合にあつては、平成十年四月一日。以下この項において同じ。）に受けていた俸給の月額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務職員等）にあっては、その額に育児職

休養法第十七条（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」といふ。）を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日を受けていた俸給の月額（育児短時間勤務職員等）にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）に百分の四を乗じて得た額に施行日から平成二十一年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額（その額を一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務する職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。

3 施行日における級別区分が二級地である官署のうち、施行日の前日における級別区分が三級地とされていた官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の月額、改正後の規則第十四条第二項から第四項まで又は第五条第三項の規定にかかわらず、平成二十二年三月三十一日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特勤官署に該当することとなった場合（級別区分が一級地に該当することとなった場合を除く。）若しくは特勤官署に該当しないこととなった場合又は給与法第十四条第一項に規定する準特勤官署（以下この項において「準特勤官署」といふ。）に該当することとなった場合若しくは準特勤官署に該当しないこととなった場合）にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、改正後の規則第十四条第二項から第四項まで又は第五条第三項の規定による同手当の月額、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤する職員にあっては

改正後の規則第四条第二項（同条第三項及び第四項において読み替えられる場合を含む。）又は第五条第三項に規定する日に受けていた俸給の月額（育児短時間勤務職員等）にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の一を乗じて得た額に、施行日から平成二十一年三月三十一日までの間にあつては百分の百（施行日前日に給与法第十四条第一項に規定する官署を異にする異動の日（当該職員が改正後の規則第五条第三項第一号に規定する職員である場合にあっては、同号に規定する日。以下この項において同じ。）から起算して四年に達した場合及びその期間内に当該異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日以後については、零）を、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間にあつては百分の五十（平成二十一年三月三十一日以前に当該異動の日から起算して四年に達した場合及びその期間内に当該異動の日から起算して四年に達した場合には、零）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤する職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。

改正後の規則第四条第二項（同条第三項及び第四項において読み替えられる場合を含む。）又は第五条第三項に規定する日に受けていた俸給の月額（育児短時間勤務職員等）にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の一を乗じて得た額に、施行日から平成二十一年三月三十一日までの間にあつては百分の百（施行日前日に給与法第十四条第一項に規定する官署を異にする異動の日（当該職員が改正後の規則第五条第三項第一号に規定する職員である場合にあっては、同号に規定する日。以下この項において同じ。）から起算して四年に達した場合及びその期間内に当該異動の日から起算して四年に達した場合には、零）を、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間にあつては百分の五十（平成二十一年三月三十一日以前に当該異動の日から起算して四年に達した場合及びその期間内に当該異動の日から起算して四年に達した場合には、零）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤する職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。

附則（平成一九年五月一六日人事院規則九一五五―九〇）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表北海道の項（旭川地方法務局礼文出張所及び旭川地方法務局利尻出張所に係る部分に限る。）の改正規定は、平成十九年五月二十一日から施行する。

（適用日）

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の規則九一五五別表東京都の項の規定及び同表備考中小笠原自然保護官事務所に係る部分は平成十九年四月九日から、同表北海道の項の規定及び同表備考中羅臼自然保護官事務所に係る部分は同年五月一日から適用する。

附則（平成一九年七月一三日人事院規則九一五五―九一）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十八年七月一日から適用する。

附則（平成一九年七月一三日人事院規則九一五五―九一）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十八年七月一日から適用する。

附則（平成一九年七月一三日人事院規則九一五五―九一）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十八年七月一日から適用する。

附則（平成一九年七月一三日人事院規則九一五五―九一）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十八年七月一日から適用する。

附則（平成一九年七月一三日人事院規則九一五五―九一）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十八年七月一日から適用する。

附則（平成一九年七月一三日人事院規則九一五五―九一）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十九年七月一日から適用する。

附則（平成一九年七月二〇日人事院規則一四八）抄

この規則は、平成十九年八月一日から施行する。

附則（平成一九年一〇月一日人事院規則九一五五一九二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年四月一日人事院規則九一五五一九三）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年四月一六日人事院規則九一五五一九四）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成二十年三月十七日から適用する。

附則（平成二〇年七月一六日人事院規則九一五五一九五）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表沖縄県の項の規定は、平成二十年七月一日から適用する。

附則（平成二〇年一〇月一日人事院規則九一五五一九六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月一六日人事院規則九一五五一九七）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成二十一年三月二日から適用する。

附則（平成二二年四月一日人事院規則九一五五一九八）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年一〇月一日人事院規則九一五五一九九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年一二月三〇日人事院規則九一五五二〇〇）

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附則（平成二二年一二月二二日人事院規則九一五五二〇一）

この規則は、公布の日から施行する。

（施行期日）
1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則（平成二二年三月一五日人事院規則九一五五二〇二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月二六日人事院規則九一五五二〇三）

（施行期日）
第一条 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（特地位官署とされた官署に勤務する職員の特地位官署とされた月額等に関する経過措置）

第二条 改正後の規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）第一条に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与法第十三条の二第一項に規定する特地位官署（以下「特地位官署」という。）とされていた官署のうち人事院の定める官署は、平成二十五年三月三十一日までの間、特地位官署とする。

2 前項の規定に基づき特地位官署とされた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項又は第二項の規定による特地位官署の月額は、改正後の規則第二条及び第六条の二の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては特地位官署に措置基礎額に当該官署の同日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成二十三年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで、その間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、当該職員以外の者については当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

3 前項の特地位官署に経過措置基礎額は、改正後の規則第二条第二項各号に定める日（規則九一五五二四五（人事院規則九一五五（特地位勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）附則第二項の規定により読み替えられる場合）にあっては、平成十年四月一日）に受けていた俸給の月額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員（以下この

項及び第五項において「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたもの）にあっては、その月額をその日における育児休業法第七條（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間と同項本文に規定する勤務時間（以下この項及び第五項において「任期付短時間算出率」という。）で除して得た額に、任期付短時間算出率を乗じて得た額、及び扶養手当の月額（以下この項において「当該定める日」に受けていた俸給及び扶養手当の月額」という。）の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日（以下この項において「前日」という。）に受けていた俸給の月額（育児短時間勤務職員等以外の職員にあっては、その月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつたもの）にあっては、その月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、及び扶養手当の月額（以下この項において「当該定める日」に受けていた俸給及び扶養手当の月額」という。）の合計額の二分の一に相当する額を合算した額

（その額が当該定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額支給対象職員」という。））にあっては、当該額から、現に受ける俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額（現に受ける俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該減額支給対象職員が、育児短時間勤務職員等である場合にあっては当該最低の号俸の俸給月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員である場合にあっては当該最低の号俸の俸給月額に任期付短時間算出率を乗じて得た額（これらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。以下同じ。）に達しない場合にあっては、現に受ける俸給月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下「減額基礎額」という。）の二分の一に相当する額を減じた額）を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額とする。

4 第一項の規定に基づき特地位官署とされた官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第三項及び第六条の四の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該官署に在勤している職員以外に人事院が定める額とする。

一 施行日において給与法第十四条第一項に規定する準特地位官署（以下「準特地位官署」という。）に該当することとなつた官署に在勤する職員（次号に掲げる職員を除く。）当該官署を準特地位官署とみなした場合における改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第三項又は第六条の四の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（施行日前に給与法第十四条第一項に規定する官署を異にする異動の日（その職員が改正後の規則第五条第三項第一号に規定する職員である場合にあって

は、当該額から、現に受ける俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額（現に受ける俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該減額支給対象職員が、育児短時間勤務職員等である場合にあっては当該最低の号俸の俸給月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員である場合にあっては当該最低の号俸の俸給月額に任期付短時間算出率を乗じて得た額（これらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。以下同じ。）に達しない場合にあっては、現に受ける俸給月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下「減額基礎額」という。）の二分の一に相当する額を減じた額）を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額とする。

は、当該額から、現に受ける俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額（現に受ける俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該減額支給対象職員が、育児短時間勤務職員等である場合にあっては当該最低の号俸の俸給月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員である場合にあっては当該最低の号俸の俸給月額に任期付短時間算出率を乗じて得た額（これらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。以下同じ。）に達しない場合にあっては、現に受ける俸給月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下「減額基礎額」という。）の二分の一に相当する額を減じた額）を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額とする。

る職員給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四十一号）第二条第二項に規定する職員（以下この条において「旧給与特例法適用職員」という。）であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（この規則による改正後の規則九一五五第十条の規定の適用を受けることとなる者を除く。）については、旧給与特例法適用職員を規則九一五五第五条第二項第二号及び第三項第一号に規定する行政執行法人職員等であるものとみなして、これらの規定を適用する。

附則（平成二五年五月一六日人事院規則九一五五一一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年五月一日人事院規則九一五五一一八）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表の一の表群馬県の項及び同表備考第一項の規定は、平成二六年四月二十二日から適用する。

附則（平成二六年八月一日人事院規則九一五五一一九）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表の一の表秋田県の項の規定及び同表備考第一項中米代東部森林管理署上小阿仁支署南沢森林事務所に係る部分は、平成二六年三月七日から適用する。

附則（平成二六年一〇月一日人事院規則九一五五一一〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年三月一八日人事院規則九一五五一一一）抄
（施行期日）

第一条 この規則は、平成二七年四月一日から施行する。
（人事院規則九一五五の一部改正に伴う経過措置）

第十条 みなし行政執行法人職員等については、特定独立行政法人職員を第七条の規定による改正後の規則九一五五第五条第二号及び第三項第一号に規定する行政執行法人職員等であるものとみなして、これらの規定を適用する。
（雑則）

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に關し必要な経過措置は、人事院が定める。
附則（平成二七年三月三〇日人事院規則九一五五一一二）

この規則は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年四月一〇日人事院規則九一五五一一三）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年一〇月一日人事院規則九一五五一一四）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年四月一日人事院規則九一五五一一五）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年九月一日人事院規則九一五五一一六）
この規則は、公布の日から施行する。

第一条 この規則は、平成二九年四月一日から施行する。
（施行期日）

第一条（特地方官署とされた官署に勤務する職員の特地方勤務手当の月額等に関する経過措置）
第二条 この規則による改正後の規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）第一条に定めるものほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与法第十三条の二第一項に規定する特地方官署（以下「特地方官署」という。）とされた官署のうち人事院の定める官署は、平成三十一年三月三十一日までの間、特地方官署とする。

2 前項の規定に基づき特地方官署とされた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項及び第二項の規定による特地方勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては特地方勤務手当経過措置基礎額にこの規則による改正前の規則九一五五（以下「改正前の規則」という。）による当該官署の級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成三十年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

3 前項の特地方勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第二条第二項各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額（以下この条において「勤務することとなつた日等に係る基礎額」という。）

と施行日の前日に受けていた俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額（第五項第二号において「施行日の前日に係る基礎額」という。）を合算した額（その額が勤務することとなつた日等に係る基礎額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額を合算した額（以下この項において「特地方勤務手当経過措置特例基礎額」という。）を超えることとなる期間については、当該特地方勤務手当経過措置特例基礎額とする。

4 改正後の規則第二条第三項各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、勤務することとなつた日等に係る基礎額は、当該各号の規定により読み替えられた同条第二項の規定の例による勤務することとなつた日等に係る基礎額とする。

5 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員若しくは育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務員として勤務（以下「育児短時間勤務職員等」という。）若しくは育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は改正後の規則第二条第二項各号に定める日若しくは施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたものに係る前二項の規定による特地方勤務手当経過措置基礎額の算定については、次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 勤務することとなつた日等に係る基礎額に係る俸給の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る俸給の月額を同日における育児休業法第十七條（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この条において「育児短時間算出率」という。）で除して得た額

ロ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの その日に係る俸給の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ハ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた俸給の月額を同日における育児短時間算出率を乗じて得た額

ハ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る俸給の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ニ 任期付短時間勤務職員 改正後の規則第二条第二項各号に定める日に係る俸給の月額を同日における育児休業法第二十五條の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この条において「任期付短時間算出率」という。）で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額

二 施行日の前日に係る基礎額に係る俸給の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた俸給の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額

ロ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの その日に受けていた俸給の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ハ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた俸給の月額を同日における育児短時間算出率を乗じて得た額

ニ 任期付短時間勤務職員 施行日の前日において受けていた俸給の月額を同日における任期付短時間算出率で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額

6 第一項の規定に基づき特地方官署とされた官署に勤務する職員のうち、改正前の規則第二条の二各号に掲げる官署であつた官署（次項において「改正前の特定特地方官署」という。）に勤務する職員には、平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日まで及び同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間は、特地方勤務手当を支給しない。

7 第一項の規定に基づき特地位官署とされた官署に在勤する職員の手当は法第十四条第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当(第五号に掲げる職員にあっては、冬期に支給するものに限る。)の月額を、改正後の規則第四條第二項及び第三項、第五條第三項並びに第十一條第一項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該官署に在勤している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

一 施行日において給与法第十四條第一項に規定する準特地位官署(以下「準特地位官署」という。)に該当することとなつた官署以外の官署に在勤する職員(次号に掲げる職員を除く。)

(改正後の規則第四條第二項、第五條第三項又は第十一條第一項に規定する日(以下「異動の日等」という。))から起算して四年に達した日以後から五年に達する日までの間に達した日以後、異動の日等から起算して五年に達した日以後については百分の二)を乗じて得た額に、施行日から平成三十年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

二 施行日において準特地位官署に該当することとなつた官署以外の官署であつて、改正前の特地位官署であつた官署に在勤する職員に次掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 冬期以外の期間 準ずる手当経過措置基礎額に百分の四(異動の日等から起算して五年に達した日以後については、百分の二)を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあっては百分の七十を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ 冬期 準ずる手当経過措置基礎額に百分の五(異動の日等から起算して四年に達した日以後から五年に達する日までの間にあつては百分の四、異動の日等から起算して五年に達した日以後については百分の二)を乗じて得た額に、平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

では百分の四、異動の日等から起算して五年に達した日以後については百分の二)を乗じて得た額に、平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

三 施行日において改正後の規則第四條第四項第二号に掲げる準特地位官署に該当することとなつた官署であつて、改正前の特地位官署であつた官署に在勤する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 冬期以外の期間 前号イに定める額

ロ 冬期 当該官署を準特地位官署とみなした場合同じの改正後の規則第四條第二項若しくは第三項、第五條第三項又は第十一條第一項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一(異動の日等から起算して四年に達した職員にあっては、零)を乗じて得た額に、平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

四 施行日において準特地位官署に該当することとなつた官署に在勤する職員(前号及び次号に掲げる職員を除く。)

8 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、異動の日等を受けていた俸給及び扶養手当の月額合計額(その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額合計額(以下この項において「準ずる手当経過措置特例基礎額」という。))を超えることとなる期間については、当該準ずる手当経過措置特例基礎額とする。

9 育児短時間勤務職員等若しくは任期付短時間勤務職員又は異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたものに係る前項の規定による準ずる手当経過措置基礎額の算定については、異動の日等に係る俸給の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る俸給の月額を異動の日等における育児短時間算出率で除して得た額

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 異動の日等に係る俸給の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る俸給の月額を異動の日等における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

四 任期付短時間勤務職員 異動の日等に係る俸給の月額を異動の日等における任期付短時間算出率で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額

10 第七項第二号に掲げる職員のうち、改正前の規則第四條第五項第一号に掲げる官署であつた官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、特地位勤務手当に準ずる手当を支給しない。

11 第七項第三号の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成三十年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四條第四項及び第五條第四項(改正後の規則第十一條第二項において読み替へて準用する場合を含む。附則第六條第二項において同じ。)の規定は、適用しない。(特地位官署に該当することとなつた官署に勤務する職員の特地位勤務手当の月額等に関する経過措置)

第三條 改正前の規則別表の一の表に掲げられていた官署のうち、施行日に改正後の規則第二條の二各号に掲げる官署(以下「特地位官署」という。)に該当することとなつた官署に勤務する職員の手当は法第十三條の二第一項及び第二項の規定による特地位勤務手当(第二号に掲げる職員にあっては、冬期以外の期間に支給するものに限る。)の月額を、改正後の規則第二條の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間(その期間内に当該官署が特地位官署に該当しないこととなつた場合)にあっては、その該当しないこととなつた日の前日までの間、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該官署に勤務している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

一 改正前の規則による級別区分が二級地であつた官署に勤務する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 冬期以外の期間 前条第三項から第五項までの規定による特地位勤務手当経過措置基礎額に百分の八を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあつては百分の七十を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ 冬期 改正後の規則第二條の規定による特地位勤務手当の月額に、前条第三項から第五項までの規定による特地位勤務手当経過措置基礎額に百分の四を乗じて得た額に、平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

二 改正前の規則による級別区分が一級地であつた官署に勤務する職員 前条第三項から第五項までの規定による特地位勤務手当経過措置基礎額に百分の四を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあつては百分の七十を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成三十年十月三十一日までの間は、改正後の規則第二条の二の規定は、適用しない。

3 改正前の規則別表の一の表に掲げられていた官署のうち、施行日に特定特地位官署に該当することとなった官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第三項、第五条第三項並びに第十四条第一項の規定にかかわらず、平成三十年十月三十一日までの間（その期間内に当該官署が特定特地位官署に該当しないこととなった場合）についてはその該当しないこととなった日の前日までの間、改正後の規則第四条第一号に掲げる官署に該当することとなった場合）についてはその該当することとなった日の前日までの間、施行日の前日から引き続き当該施行日に特定特地位官署に該当することとなった官署に在勤している職員にあっては改正後の規則第四条第二項若しくは第三項、第五条第三項又は第一条第一項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の月額に、前条第八項及び第九項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（異動の日等から起算して四年に達した職員にあっては、零）を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあっては百分の七十を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該と勤している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

給するもの限り、冬期のみ級別区分が下位となった官署に勤務する職員にあっては冬期に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間（その期間内に当該下位となった期間を有する官署が施行日における改正後の規則による級別区分と異なる級別区分となった場合又は特地位官署に該当しないこととなった場合）にあっては、その級別区分が異なり、又は該当しないこととなった日の前日までの間、施行日の前日から引き続き当該下位となった期間を有する官署に勤務している職員にあっては改正後の規則第二条の規定による特地位勤務手当の月額に、附則第二項から第五項までの規定による特地位勤務手当経過措置基礎額に当該下位となった期間を有する官署の下位となった期間における改正前の規則による級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に、施行日から平成三十年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

2 施行日における改正後の規則による級別区分が改正前の規則による級別区分より下位となった期間を有する官署のうち、改正後の規則による級別区分が二級地又は一級地となる期間を有する官署であつて、改正前の規則による級別区分が四級地又は三級地となる期間を有していた官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間のみ級別区分が下位となった官署に在勤する職員にあっては冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則による級別区分が下位となった官署に在勤する職員にあっては冬期に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第三項、第五条第三項並びに第十一条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間（その期間内にその在勤する官署が施行日における改正後の規則による級別区分と異なる級別区分となった場合又は特地位官署に該当しないこととなった場合）にあっては、その級別区分が異なり、又は該

第四條 施行日における改正後の規則による級別区分が改正前の規則による級別区分より下位となった期間を有する官署（特定特地位官署を除く。）に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項及び第二項の規定による特地位勤務手当（冬期以外の期間のみ級別区分が下位となった官署に勤務する職員にあっては冬期以外の期間に支

給しないこととなった日の前日までの間）、施行日の前日から引き続きその在勤する官署に在勤している職員にあっては改正後の規則第四条第二項若しくは第三項、第五条第三項又は第十一条第一項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の月額に、附則第二条第八項及び第九項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（異動の日等から起算して四年に達した職員にあっては、零）を乗じて得た額に、施行日から平成三十年十月三十一日までの間にあっては百分の七十を、平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額に、施行日から平成三十年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成三十年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

第五條 施行日の前日において準特地位官署とされていた官署のうち、平成三十一年三月三十一日までの間、準特地位官署として人事院が指定する官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第三項、第五条第三項並びに第十一条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては改正後の規則第四条第二項若しくは第三項、第五条第三項又は第一条第一項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の月額に、前条第八項及び第九項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の四（異動の日等から起算して五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成三十年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

第六條 施行日の前日において準特地位官署とされていた官署（改正前の規則第四条第五項第二号に掲げる準特地位官署であつた官署を除く。）のうち、施行日に改正後の規則第四条第四項第二号に掲げる準特地位官署に該当することとなった官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第三項、第五条第三項並びに第十一条第一項の規定にかかわらず、平成三十年十月三十一日までの間（その期間内に当該官署が同号に掲げる準特地位官署に該当しないこととなった場合）にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては改正後の規則第四条第八項及び第九項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の四（異動の日等から起算して五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあっては百分の七十を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成三十年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

第七條 給与法第十一条の八の規定により広域異動手当（その支給割合が百分の一を超えるものに限る。）を支給される職員に対する附則第二条第七項、第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「給与法第十四条第一項又は第二項」とあるのは「給与法第十四条」と、

下呂市小坂町湯屋岐阜森林管理署大洞森
林事務所

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（米代東部森林管理署上小阿仁支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所に係るものにあつては同年九月四日、十勝西部森林管理署東大雪支署ニベツツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係るものにあつては平成三十年四月一日、えりも自然保護官事務所に係るものにあつては同月二十四日、十勝東部森林管理署宇遠別森林事務所及び十勝東部森林管理署鹿山森林事務所に係るものにあつては同年九月一日、中
信森林管理署白馬森林事務所に係るものにあつては令和五年八月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。